

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年11月10日 16時00分ごろ
発生場所	沖縄県伊是名村勢理客漁港 勢理客港第1号灯標から真方位053° 890m付近 (概位 北緯26° 56.2′ 東経127° 55.2′)
事故の概要	引船さくらは、台船トウエイ2号をえい航して着岸作業中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年12月13日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 さくら、19トン 273-6330 沖縄、株式会社東江建設 B 台船 トウエイ2号、約678トン なし、株式会社トウエイ
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部船底外板に破口、推進器翼に曲損、舵板に擦過傷 B なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風速 約4.7m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、作業員2人を乗せたB船の船首部両舷に係止した長さ約3mのチェーンにそれぞれ繋いだ長さ約20mのロープをA船の船尾に連結し、手動操舵により勢理客漁港に入航した。 B船は、A船にえい航されて勢理客漁港南西側の出入口付近の防波堤を通過し、左転して「同漁港北西側の護岸」（以下「本件護岸」という。）に向いた時、左舷船尾の錨が投入され、錨索を伸ばしながら船首が本件護岸に接近していた。 A船は、B船の船首が左方に振れたので、船首を「本件護岸の北東側に隣接する勢理客漁港北西側の岸壁」（以下「本件岸壁」という。）の前面水域に向けて主機を前進にかけ、B船の船首を本件護岸に向けてるようにえい航した。 A船は、前進を止めた際にB船の方に引かれたので、船長AがB船の船首を右方にえい航しようとB船の動きを見ながら主機を前進にかけていたところ、浅所に乗り揚げた。 船長Aは、船首方を見て、A船が本件護岸と本件岸壁との切れ間に向いて乗り揚げていることを知り、主機のクラッチを中立とした。

	<p>A船は、B船が本件護岸に係留された後、主機を後進にかけて離礁し、B船の右舷に着けた。</p> <p>船長は、主機を停止したところ、機関室から水の音が聞こえたので確認し、浸水箇所を見付け、船舶所有者に本事故の発生を連絡した。</p> <p>A船は、浸水箇所の応急処置が施された後、自力で沖縄県糸満市所在の造船所まで航行し、上架された。</p> <p>A船の喫水は、船首約0.8m、船尾約2.6mであった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、A船の船首を本件岸壁の前面水域に向けた後、A船の船首方を見ていなかったが、A船がB船の方に引かれた際にA船の船首が本件護岸と本件岸壁との切れ間に向いたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、勢理客漁港に入港した経験が約30～40回あり、本件護岸と本件岸壁との切れ間付近に浅所があることを知っていた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、B船をえい航して本件護岸に着岸作業中、B船の船首を右方にえい航する際、船長Aが、B船の動きに注意を向け、船首方の見張りを行っていなかったことから、船首が本件護岸と本件岸壁との切れ間に向いていることに気付かずに前進し、同切れ間付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、B船をえい航して本件護岸に着岸作業中、B船の船首を右方にえい航する際、船長Aが、B船の動きに注意を向け、船首方の見張りを行っていなかったため、船首が本件護岸と本件岸壁との切れ間に向いていることに気付かずに前進し、同切れ間付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物件をえい航して着岸作業等を行う際は、えい航物件の状況を確認するだけでなく、自船の船首方も確認すること。